

福岡県公報

平成27年4月17日
第 3 6 8 6 号

目次

告 示 (第403号 - 第413号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	1
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	2
○ふるさと寄附金収納事務の委託	(税務課)	2
○指定代理納付者の指定	(税務課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	4
公 告		
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	9
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	9
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	9
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	9
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	10
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	10
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	11
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(健康増進課)	11

告 示

福岡県告示第403号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する

同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

大牟田都市計画道路を変更（大牟田都市計画道路1・4・1号大牟田大川線の変更）

福岡県告示第404号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代5月号	雑誌15277-05	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント5月号	雑誌15115-5	マイウエイ出版株式会社	

福岡県告示第405号

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 委託する事務

ふるさと寄附金（コンビニエンスストアにおいて納付されるものに限る。）

2 委託の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社エフレジ

(2) 所在地

京都府京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町101番地

アーバンネット四条烏丸ビル

3 委託した日

平成27年4月1日

4 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

福岡県告示第406号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社F F Gカード

(2) 所在地

福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号

2 指定した日

平成27年4月1日

3 指定期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

福岡県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡 早良線 大野城	前	糸島市高来寺229番1先から 糸島市大門705番1先まで	13.0 ～ 24.0	727.1
			後	糸島市高来寺229番1先から 糸島市大門705番1先まで	13.0 ～ 34.9	

福岡県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡 早良線 大野城	春日市小倉二丁目133番1先から 春日市小倉一丁目18番1先まで

福岡県告示第409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎1丁目(f)-2	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松崎1丁目(f)-2	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎1丁目(f)-2	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第412号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松崎1丁目(f)-2	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第413号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
-------------	-----------

区画整理事業（元松原地区）

平成27年3月23日

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営下古賀地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成27年4月17日から平成27年5月21日まで	朝倉市役所

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区那の川一丁目地内外	平成27年1月16日から平成27年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、春日市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
春日市内	平成27年2月12日から 平成27年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区大門地区	平成27年2月20日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳現況平面図修正）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区地域	平成26年12月19日から 平成27年3月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区大字前田地内	平成27年3月2日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量外）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町	平成27年3月13日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・用地測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡芦屋町西浜町	平成27年2月10日から 平成27年3月27日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により小郡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（都市計画図修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小郡市内一円	平成27年2月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（数値写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑紫野市全域	平成27年2月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量外）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町及び芦屋町内	平成26年10月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	平成26年11月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成27年2月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点、水準）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市戸畑区	平成27年3月3日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により嘉麻市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
嘉麻市稲築才田	平成27年3月5日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市内一円	平成27年2月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区大膳二丁目ほか	平成27年3月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

実施地域	終了年月日
遠賀川水系	平成27年3月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成27年2月3日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡添田町大字落合地内	平成27年2月19日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡福智町市場	平成27年3月11日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡芦屋町	平成27年3月7日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字下見392番16

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字下見392番地1

大村 哲生

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営三池干拓北部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成27年4月17日から 平成27年5月21日まで	みやま市役所

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量「電子国土基本図（地図修正）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡県内全域	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
基本測量「国土広域情報」修正測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県内全域	平成27年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
県内全域	平成27年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市南区、福岡市西区、福岡市城南区、福岡市早良区、糸島市、那珂川町	平成27年1月23日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成27年4月7日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
久留米市山本町、善導寺町木塚、太郎原の各一部（山本豊田地区）	換地計画書の写し	平成27年4月17日から平成27年5月21日まで	久留米市役所

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
甘木市小田土地改良区	平成27年4月7日

公告

解散した清算法人甘木市小田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
松尾 正憲	朝倉市小田1531番地
小島 美盛	朝倉市小田1727番地 1
小嶋 重義	朝倉市小田748番地
松尾 光	朝倉市小田1738番地 1
西田 留吉	朝倉市小田1656番地
松尾 彰	朝倉市小田1392番地 1

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年4月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人和音music
 - (2) 代表者の氏名
長谷川 ますみ
 - (3) 主たる事務所の所在地
糟屋郡篠栗町大字尾仲471番地 6 J GMシュリアン篠栗102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、音楽を通して、人の心に、夢と安らぎを提供するため、特に高齢者、心身の障がい者によりよい音楽を提供し、感動と喜びを共有し合うことで、人的交流・心の交流を促進し、地域社会における人と人との絆を強化し、そして音楽文化の向上、社会福祉の増進及び子どもの健全な育成活動を行うことを目的とする。

公告

調理師法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案及び調理師法施行令に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間
平成27年4月17日から平成27年5月18日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。